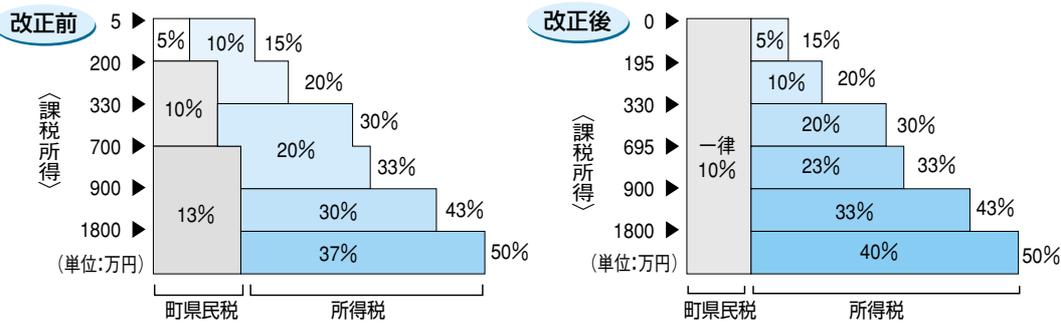




平成19年度から税源移譲によって 町県民税が変わります！

各自治体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって本当に必要な行政サービスを効率的に行えるように、所得税から町県民税へと税源移譲が行われます。それに伴い平成19年度から町県民税が変わります。

1. 税源移譲により税率が変わります



※ 改正の前後で町県民税と所得税を合わせた納税者の負担は変わりません。

2. 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置が設けられます

町県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。そのため、町県民税の課税所得は所得税よりも多くなってしまいますので、町県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を下げて納税者の税負担が増えることとなります。これを調整するため、町県民税所得割から次の額が減額されます。

- (1) 町県民税の課税所得金額が200万円以下の人
- $$\left. \begin{array}{l} \text{人的控除額の差の合計額} \\ \text{町県民税の課税所得金額} \end{array} \right\} \text{いずれか小さい額} \times 5\%$$

- (2) 町県民税の課税所得金額が200万円超の人

$$\left\{ \text{人的控除の差の合計額} - \left[\text{町県民税の課税所得金額} - 200\text{万円} \right] \right\} \times 5\%$$

※ この額が2,500円未満の場合は2,500円

◆人的控除額の差額一覧

(単位：万円)

所得控除		所得税	町県民税	人的控除額の差
障害者控除	特別障害者	40	30	10
	普通障害者	27	26	1
寡婦控除	特別寡婦	35	30	5
	一般寡婦	27	26	1
寡夫控除		27	26	1
勤労学生控除		27	26	1
配偶者控除	一般配偶者	38	33	5
	老人配偶者	48	38	10
配偶者特別控除 (配偶者の合計所得金額によって異なります)	38万円超40万円未満	38	33	5
	40万円以上45万円未満	36	33	3
扶養控除	老人扶養	48	38	10
	同居老親	58	45	13
	特定扶養	63	45	18
	一般扶養	38	33	5
同居特別障害者加算		35	23	12
基礎控除		38	33	5